

議案第145号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

平成30年9月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
J 第 4 8 5 号 線	88 83	4 50	さいたま市緑区原山二丁目181番15地先	さいたま市緑区原山二丁目181番20地先	
J 第 4 8 6 号 線	61 98	4 00	さいたま市緑区道祖土四丁目490番17地先	さいたま市緑区道祖土四丁目490番13地先	
J 第 4 8 7 号 線	79 52	5 00	さいたま市緑区原山三丁目227番1地先	さいたま市緑区原山三丁目226番4地先	
K 第 4 9 9 号 線	53 08	4 00	さいたま市緑区原山四丁目279番1地先	さいたま市緑区原山四丁目279番6地先	
2 2 5 7 9 号 線	40 26	4 00	さいたま市見沼区大字東宮下字西277番6地先	さいたま市見沼区大字東宮下字新西2022番9地先	
2 2 5 8 0 号 線	91 10	4 20	さいたま市見沼区大字東宮下字西277番5地先	さいたま市見沼区大字東宮下字新西2022番1地先	
2 2 5 8 1 号 線	105 16	4 50	さいたま市見沼区大字南中丸字山崎971番13地先	さいたま市見沼区大字南中丸字山崎971番5地先	
3 2 9 1 7 号 線	32 82	6 00	さいたま市西区大字指扇字古茂塚1473番6地先	さいたま市西区大字指扇字古茂塚1467番5地先	
3 2 9 1 8 号 線	196 43	6 00	さいたま市西区大字指扇字古茂塚1462番2地先	さいたま市西区大字指扇字古茂塚1500番2地先	
3 2 9 1 9 号 線	75 12	4 00	さいたま市西区大字指扇字古茂塚1548番4地先	さいたま市西区大字指扇字古茂塚1559番5地先	
3 2 9 2 0 号 線	52 22	4 00	さいたま市西区西大宮二丁目15番12地先	さいたま市西区西大宮二丁目15番12地先	
3 2 9 2 1 号 線	61 93	4 00	さいたま市西区三橋六丁目1648番9地先	さいたま市西区三橋六丁目1648番15地先	

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
3 2 9 2 2 号線	110 95	6 00	さいたま市西区大字 平方領領家字滝沼9 3 5 番6 地先	さいたま市西区大字 平方領領家字滝沼9 3 5 番9 地先	
3 2 9 2 3 号線	182 39	6 00	さいたま市西区大字 平方領領家字滝沼9 2 5 番2 3 地先	さいたま市西区大字 平方領領家字滝沼9 2 5 番2 地先	
4 1 7 0 4 号線	152 87	4 00	さいたま市西区大字 中野林字袋3 6 6 番 9 地先	さいたま市西区大字 中野林字袋3 5 5 番 3 地先	
4 1 7 0 5 号線	166 19	4 00	さいたま市西区大字 水判土字観音前6 5 番1 地先	さいたま市西区大字 水判土字観音前8 6 番1 地先	
2 7 7 2 号線	49 02	4 25	さいたま市岩槻区西 町三丁目4 7 0 7 番 1 地先	さいたま市岩槻区西 町三丁目4 7 0 7 番 9 地先	